

見 積 書 提 出 依 頼

令和8年8月4日(火)13:30

件 名	令和8年度業務用自動車交換購入(石垣農林水産センター)
業 務 内 容 等	別紙(仕様書)のとおり
履 行 期 限	別紙(仕様書)のとおり
見積書等提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 ○郵送、または、沖縄総合事務局HP【オープンカウンタ見積書提出先】 (https://www.ogb.go.jp/soumu/mail_form/kaikei-futan-form)からご連絡ください。見積書等提出用のメールアドレスをお知らせいたしますので、メールに返信するかたちで <u>下記3点</u> をご提出ください。 ・ <u>見積書</u> ・ <u>性能等証明書(別紙様式1)</u> ・ <u>納入予定自動車のカatalog</u> ○FAXでの提出はできません。 ○下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。
見積書等提出期限	令和8年8月12日(水)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第2係 與那嶺 TEL:098-866-0031(内線)81342
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 石垣農林水産センター 久原 TEL:0980-82-2324
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
決定方法	総合評価落札方式により決定する。 (1) 見積価格に対する得点については、見積価格を1万円で除して得た値とする。 (2) 環境性能に対する得点については、次のとおりとする。 ① 評価の対象とする環境性能に係る指標は、燃費値(燃料1リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値をいう。以下同じ。)とする。 ② 環境性能に係る最低限の要求要件として、見積の対象となる自動車の燃費基準値(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達等の推進に関する基本方針に規定する自動車の燃費基準値をいう。)を満たす場合は、標準点(100点)を与え、更に最低限の要求要件を超える部分について環境性能の評価に応じ得点(以下「加算点」という。)を与える。なお、燃費基準を満たさない場合は不合格とする。 ③ 加算点の満点は50点とし、当該契約に係る仕様を満たすと考えられる提案車の燃費値と燃費基準値の差を、燃費基準値で除した値に加算点の満点を乗じた値を加算点とする。 (3) 価格及び環境性能に係る総合評価は、参加者の申し込みに係る環境性能の評価に対する得点の合計を当該参加者の見積価格に対する得点で除して得た数値(総合評価点)をもつて行う。 ※ 環境性能等の総合評価に係る審査については、参加者から提出される「性能等証明書」により行うこととする。 環境性能に対する得点の合計 ◎総合評価点 = $\frac{\text{環境性能に対する得点の合計}}{\text{見積価格に対する得点}}$ ・見積価格に対する得点 = $\text{見積価格} \div 1\text{万円}$ ・環境性能に対する得点 標準点(100点) + 加算点 $\left[\text{加算点の満点(50点)} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right]$ ※各得点については、小数点以下第四位を四捨五入する。

(次ページへ続く)

備 考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 項目、単価、数量、金額等を明らかにし、課税項目・非課税項目、下取り価格及び購入者・引渡車にかかる自動車リサイクル料金を明示すること。 ・ 見積単価は、消費税額(10%)を乗じた金額を記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 年間契約として、契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。
------------	---

性能等証明書

令和8年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

	項 目	納入しようとする自動車の性能等	※1 総務部会計課審査欄
①	車名		
②	型式		
③	車両重量 (kg)		
④	乗車定員 (人)		
⑤	総排気量 (cc)		
⑥	燃費値 (km/L) (WLTC モードによる値)		
⑦	「道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号)」に準拠していること。	適 ・ 否	
⑧	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)」(グリーン購入法)第6条の基本方針に基づく環境物品等 (低燃費・低公害車) であること。	適 ・ 否	
⑨	「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第49号)」(省エネ法)に基づく、次世代自動車又は2030年度80%燃費基準達成、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること。	適 ・ 否	

◎ 環境性能に対する得点 (1台あたり)

得点欄

$$100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値 ()} - \text{燃費基準値} \times 4 ()}{\text{燃費基準値} \times 4 ()} = \boxed{\text{※1}}$$

(注) ※1 総務部会計課審査欄、燃費基準値欄、得点欄は記入しないこと。

※2 環境性能に対する得点は、小数点以下第四位で四捨五入とする。

※3 自動車の燃費値の算定方法については、WLTC モードによる燃費値を使用するものとする。

※4 グリーン購入法に基づく基本方針における車両重量区分ごとの燃費基準値を使用するものとする。

・車両重量が741kg 以上856kg 未満の場合 燃費基準値 24.5km/L

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

令和 8 年度

石垣農林水産センター自動車交換購入

仕様書

沖縄総合事務局

【機密性 2 情報】

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、沖縄総合事務局（以下「発注者」という。）が発注する令和8年度石垣農林水産センター自動車交換購入契約（以下「この契約」という。）に適用する。

（調達の概要）

- 第2条** この契約は、新たに購入する自動車（以下「新車」という。）1台の納入と併せて、発注者が現在所有する自動車（以下「引渡車」という。）1台を引き渡す交換購入契約である。
- 2** この契約には、新車の納入と引渡車の受け渡しの他、新車の保管場所申請、道路運送車両法に基づく登録、車両検査その他必要な一切の手続きを含む。
- 3** 新車の納入については、発注者への引き渡し（新車点検含む。）までをこの契約の範囲とするが、引き渡し後においても故障・損傷等の際に迅速な対応ができるように、石垣市で修理及び部品供給等を行えるサービス体制が整っていることを条件とする。

（新車の仕様）

第3条 新車の仕様は、「別紙1」に示す。

（引渡車）

第4条 引渡車は、「別紙2」に示す。

（新車の登録手続き等）

- 第5条** 本調達を受注した者（以下、「受注者」という。）は、新車の登録、車両検査その他一切の手続きを完了し、第6条の期限までに発注者に納入するものとする。
- 2** 道路運送車両法第7条に基づく新車の登録情報は、以下のとおりとする。
- （1）所有者の名称 沖縄総合事務局
 - （2）所有者の住所 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
 - （3）使用者の名称 沖縄総合事務局石垣農林水産センター
 - （4）使用者の住所 石垣市登野城5-5-4 石垣地方合同庁舎
 - （5）使用の本拠 石垣市登野城5-5-4 石垣地方合同庁舎
- 3** 自動車重量税、自動車賠償責任保険料（37ヶ月分）及び自動車リサイクル料金並びに前項の登録に要する費用は、登録時に受注者が負担し、新車引き渡し後に車両代金と合わせて発注者に請求するものとする。
- なお、自動車税（種別及び環境性能割）は非課税、新規検査登録手数料及び車庫証明手数料は免除である。

（納入期限）

- 第6条** 新車の納入期限は、令和8年10月30日（金）とする。
- 2** 引渡車の引き渡し日時及び方法等については、発注者受注者協議の上決定するものとする。

（納入場所）

第7条 新車の納入場所は、沖縄総合事務局石垣農林水産センター（沖縄県石垣市登野城5-5-4）とする。

（検査）

- 第8条** 受注者は、新車を納入するときは、事前にその旨を発注者に通知し、発注者が命じた職員の検査を受けなければならない。
- 2** 検査職員は、自動車検査証等の書類確認、車両装備及び付属品の確認、方向指示器・灯火類の点灯確認、操作計器類の動作確認、走行検査（20km以上）、その他必要な検査を行うものとする。

【機密性 2 情報】

（引渡車の自動車リサイクル料金）

第9条 引渡車に係る「使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）」に基づく自動車リサイクル料金は、発注者において預託済みである。（別紙2 後段）

受注者は、引渡車の処分方法に応じて以下の手続きを行うので、処分方法決定後速やかにその旨を別紙3「引渡車の取扱（処理）状況報告書」により発注者に通知すること。

- （1）引渡車の所有者変更を行わずに解体・抹消登録した場合には、使用済自動車引取証明書及び登録事項等証明書の写しを発注者に提出すること。
- （2）引渡車を引き続き使用又は譲渡等する場合には、引渡車の引き渡し後に歳入徴収官沖縄総合事務局総務部長が発行する納入告知書により自動車リサイクル料金（資金管理料金を除く）相当額を納付すること。

（支払条件）

第10条 完了払い（納車完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払い。）

（情報の保護）

第11条 本業務を実施するにあたって、別紙4「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

第12条 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www.cao.go.jp/others/jinji/shougai/suishin/yoryou.pdf>

（その他）

第13条 この仕様に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。

【機密性 2 情報】

【別紙 1】新車の仕様（第 3 条）

1. 基本事項

- (1) 「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」に準拠していること。
- (2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）第6条の基本方針に基づく環境物品等（低燃費・低公害車）であること。
- (3) 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）」（省エネ法）に基づく、次世代自動車又は2030年度80%燃費基準達成、かつ、令和2年（2020）年度燃費基準値以上であること。

2. 主要諸元等

項 目		基 準	備 考
自 動 車 の 種 別		軽自動車	
用 途		乗用	
車 体 の 形 状		箱型、ステーションワゴン	
乗 車 定 員		4人	
車 両 重 量		810kg～850kg	
外 寸	長 さ	3,395mm以下	
	幅	1,475mm 以下	
	高 さ	1,785mm 以下	
	最低地上高	150mm 以上	
燃 料 及 び 駆 動 形 式		ハイブリッドエンジン	
総 排 気 量		0.657L～0.659L	
トランスミッション		電気式無段変速機	
駆 動 方 式		2WD	
塗 装 色		白/シルバー/グレー/ブラウン /アイボリー	※必要に応じ協議

下記装備品が標準装備されていない場合は、別途装着すること。

3. 装備品

①パンク処理（スペアタイヤ 又は修理キット）	⑧アシストグリップ	⑮サイドバイザー
②UVカットガラス（全面）	⑨衝突被害軽減ブレーキ等 （セーフティサポートカー）	⑯マッドガード
③プライバシーガラス	⑩ABS	⑰フロアマット
④電動格納式ドアミラー	⑪エアバッグ（運転席、助手席）	⑱三角表示板
⑤パワーステアリング	⑫コーナーセンサー	
⑥エアコン	⑬ドライブレコーダー（前方・後方） SDメモリーカード付	
⑦電波式キーレスエントリー システム（カギ2本）	⑭AM・FMラジオ	

【機密性 2 情報】

【別紙 2】引渡車（第 4 条）

1. 引渡車の概要

適 用		備 考
車 名	ニッサン	
型 式	DBF-VY12	
自 動 車 の 種 別	小型	
用 途	貨物	
車 体 の 形 状	バン	
車 台 番 号	VY12-258182	
自 動 車 登 録 番 号	沖縄428 さ 2871	
初 年 度 登 録 年 月	平成30年 8 月	
有効期限の満了する日	令和 8 年 8 月 9 日	車検期間満了
走 行 距 離	25,311 k m	令和 8 年 7 月 15 日現在

2. 引渡車のリサイクル料金

リサイクル券番号	0510-9045-6824
----------	----------------

シュレッダーダスト料金	¥5,940-
エ ア バ ッ グ 類 料 金	¥1,700-
フ ロ ン 類 料 金	¥1,600-
情 報 管 理 料 金	¥130-
預 託 金 額 合 計	¥9,370-

資 金 管 理 料 金	¥410
-------------	------

【機密性 2 情報】

【別紙 3】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
沖縄総合事務局総務部長 殿

会社名 :
代表者 : 印

引渡車の取扱（処置）状況報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

状 況 (解体、譲渡等)	
車 名	
車 台 番 号	
リサイクル券番号	
リサイクル料金	

納入告知書の送付先 :
及 び 氏 名 :

- ※1 廃車等の場合は永久抹消登録証明書の写し、転売等の場合は一時抹消登録証の写しを添付。
※2 引渡車の所有者変更を行わずに解体等の抹消登録した場合には、使用済自動車引き取り証明書及び登録事項等証明書の写しを添付。

以上

【機密性 2 情報】

【別紙 4】

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。
また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

【機密性 2 情報】

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（改善の指示）

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

（廃棄等）

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

（事故発生時における報告）

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（違反した場合の措置）

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができる。とともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。